

コンプライアンス規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Happy Spot Club(以下「当法人」という。)におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当法人の理事に適用する。

(定義)

第4条 この規定に定めるコンプライアンスとは、当法人の活動が法令通達、定款、規程等について遵守していることをいう。

(内部通報制度)

第5条 当法人は、本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報(以下「リスク・コンプライアンス情報」という。)に接した理事が、その情報を担当者に直接提供することができる内部通報制度を構築する。

2 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

3 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した理事に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

(行動規範)

第6条 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。

2 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。

3 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。

4 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努める。

(活動および情報の管理)

第7条 誠意をもって全ての顧客に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行う。

2 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行う。

(法人内情報・法人財産の尊重)

第8条 法人情報を所定の手続を経ないで開示、漏洩しない。

2 法人情報を不適正に利用することにより、法人に損害を与えるあるいは自己もしくは第三者の利益を損なうことをしない。

3 入職前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を当法人に開示しない。

4 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行う。

5 法人財産を私的に流用しない。

(広報・広告活動において)

第9条 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行う。

2 広報活動においては、関係する地域、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定する。

3 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しない。

4 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いない。

(懲戒処分)

第10条 当法人の理事・正会員が、本規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、就業規則に則って以下の処分を行う。

(1)口頭注意

(2)譴責

(3)懲戒解雇